

質疑回答書

令和7年5月14日
吹田市土木部公園みどり室

業務名

公園管理用特殊作業車（ダンプ）リース契約業務

No.	質疑内容	回答
1	リース期間について。令和2年12月25日に国からの通達があった自動運転技術に関する国際基準等の導入についての対応に必要な納期の変更とありますが、これによる対応の場合においての納期遅延は認めていただけるという認識でよろしいでしょうか。また、納期が遅れたことによるペナルティはございませんでしょうか。 納期の変更については令和8年度以内の納品は認められるでしょうか。 また、本物件が上記国際基準対応車両となる証明の提出は必要でしょうか。	ご質問のような受注者の責に帰さない納期遅延については認めるとともに、ペナルティの対象とはなりません。 納期については協議の上、令和8年度内の納品も可能です。 当該事由を証明する必要がある場合は資料の提出を求める場合があります。
2	契約書が吹田市書式の場合、契約書案の開示をお願いいたします。	別紙契約書案のとおりです。契約書には本件仕様書も添付します。契約締結前に必要に応じて発注者受注者協議により調整するものとします。
3	本件は長期継続契約でしょうか。長期継続契約において翌年度以降の予算が減額または削除された場合において契約変更または契約解除時に賃貸人への損害補填は可能でしょうか。また、損害補填が可能な場合において、その旨を契約書条文に明記することは可能でしょうか	本件契約はリース期間8年分の債務について、地方自治法第214条に基づく債務負担行為により市議会において議決されており、同法第234条第3項に基づく長期継続契約ではありません。
4	契約保証金について。契約保証金の免除となる条件があればご教示ください。 契約保証金が必要な場合、いつまでに納付をすればよろしいでしょうか。	公告文第23項記載のとおり免除となる条件はございません。 落札後、契約日までに納付してください。 なお、契約保証金の代わりに、次に挙げる方法で入札保証を付することもできます。 <ul style="list-style-type: none">・有価証券等の担保の提供・当契約に基づく債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する、銀行又は発注者が認める金融機関の保証書の提供・当契約に基づく債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の保険証券の提出

No.	質疑内容	回答
5	架装部分のメンテナンス及び故障修理は対象外となりますますがよろしいでしょうか。(ダンプ部分・クレーン装置)	架装分メンテナンス内容については、仕様書の第9項(3)のとおりです。但し、仮に納品時に問題のあった場合等の対応については各装置の保証書に設定されている範囲で行ってください。
6	リース期間が1ヶ月に満たない場合は日割り計算を行い97回払いとなるのでしょうか?	契約期間及びリース期間は仕様書のとおりです。このため、実際に本市が車両を使用した期間が96ヶ月に満たなかつた場合においても、リース料は車両登録日から起算して96ヶ月分とし、日割り計算は行わないものとします。
7	応札時は納期確認し間に合うことを確認の上応札し、契約成立後に特殊事例である、コロナ禍及び天災等の理由により、部品供給業者の工場生産停止等があり、自動車メーカーの生産調整のために納期予定が変更になった際は、納車完了予定日がずれましても受注者に責が無ければその登録日に合わせて変更契約を結び、遅延によるペナルティは発生しないと理解してよろしいでしょうか?	ご質問のような受注者の責に帰さない納期遅延については認めるとともに、ペナルティの対象とはなりません。
8	放送設備等特殊装備・ドライブレコーダー・カーステレオの電装品はメンテナンス対象外となりますますがよろしいでしょうか?	各装備品のメーカー保証の範囲内においてメンテナンスを実施してください。

賃貸借契約書(案)

1 件 名	公園管理用特殊作業車（ダンプ）リース契約								
2 場 所	吹田市佐竹台1丁目6番1号								
3 貸 借 期 間	令和 8 年 8 月 1 日 から 令和 16 年 7 月 31 日 まで								
契 約 金 額 (総 額)	十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 ● ●								
4 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	● ●								
5 契 約 の 保 証	※吹田市財務規則に基づき、必要に応じて徴収する旨を記載します。※								
6 適 用 除 外 条 項	第16条 ※必要に応じて条項を追加します。								

上記の賃貸借について、発注者 吹田市（以下「発注者」という。）と、受注者 ●●（以下「受注者」という。）は、次の条項によって賃貸借契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和7年 5月30日

発注者 吹田市

代表者 吹田市長 後藤圭二

受注者 ●●

(総則)

第1条 受注者は、発注者に対し、別紙仕様書（1）及び（2）記載の条件を満たす物件（以下「リース物件」という。）を発注者の使用に供するものとして貸貸し、発注者はこれを借り受けるものとする。

2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、発注者受注者協議して定める。

(賃貸借期間)

第2条 賃貸借期間は、令和8年（2026年）8月1日から令和16年（2034年）7月31日までとする。

(賃貸借料)

第3条 前条の賃貸借期間中におけるリース物件の賃貸借料は、次のとおりとする。

- (1) 総額 ○○円（うち消費税及び地方消費税の額○○円）
- (2) 月額 ○○円（うち消費税及び地方消費税の額○○円）
- (3) 年度ごとの金額
 - ア 令和8年度 ○○円（うち消費税及び地方消費税の額○○円）
 - イ 令和9年度から令和15年度までの各年度 ○○円（うち消費税及び地方消費税の額○○円）
 - ウ 令和16年度 ○○円（うち消費税及び地方消費税の額○○円）

(賃貸借料の請求及び支払)

第4条 受注者は、当該月分の賃貸借料の支払を遅滞なく発注者に請求するものとする。

2 発注者は、当該月分の賃貸借料を、前項の受注者からの適法な請求書を受理した日から起算して30日以内に支払わなければならない。

(契約保証金)

第5条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあっては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の10以上としなければならない。

ただし、発注者が、特に必要があると認めたときは、この限りでない。

- 3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第21条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第6条 本契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させなければならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止及び誓約書等の提出)

第7条 受注者は、原則として賃貸借契約を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

- 2 受注者は、前項の規定により再委託の承諾を得ようとするときは、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容並びに再委託先に対する履行状況の管理及び監督の方法等を明確にした書面により、申請しなければならない。
- 3 前項の規定による申請を受けた発注者は、その承諾の可否を書面により受注者に通知しなければならない。なお、承諾をしない場合は、当該承諾をしない理由を具体的に記載するものとする。
- 4 再委託の承諾を得た受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、本業務に係る再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 5 受注者は、再委託先に対して、その履行状況を管理及び監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。
- 6 受注者は、再委託先が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を徵取し、発注者に提出しなければならない。ただし、その再委託先との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 7 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第18条の3各号に該当する者を再委託先としてはならない。
- 8 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第18条の3各号に該当する者を再委託先としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 9 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

(業務内容の変更等)

第8条 発注者は、必要がある場合には賃貸借契約の内容を変更し、又は賃貸借契約を一時中止

することができる。この場合において、賃貸借料又は賃貸借期間を変更する必要があるときは、発注者受注者協議して書面によりこれを定める。

(公租公課の変動)

第9条 賃貸借期間中、受注者が負担する当該リース物件に係る自動車税等に著しい変動があつた場合は、変動額の負担について発注者受注者協議することができる。

(リース物件の引渡し)

第10条 リース物件の引渡しは、発注者受注者協議の上定める。なお、引渡しに要する費用は受注者の負担とする。

(善管注意業務)

第11条 発注者は、リース物件を善良な管理者の注意義務をもって管理、運行しなければならない。

(点検・整備等の実施及び費用負担)

第12条 受注者はリース物件について、賃貸借期間中、次の各号に掲げる点検・整備等を適時に迅速かつ的確に行うものとする。

- (1) 継続検査（車検）
- (2) 法定点検及び3か月に1回以上のスケジュール点検
- (3) 一般整備・故障修理
- (4) 一般消耗品の交換
- (5) オイル等油脂類の交換
- (6) バッテリー必要個数の交換（バッテリー液を含む。）
- (7) エアコン・クーラーの修理（ガス補充を含む。）
- (8) タイヤの必要本数の交換
- (9) パンク修理

2 受注者はリース物件について、次の各号に掲げる納税・支払等を適時に行うものとする。

- (1) 自動車税の納税
- (2) 環境性能割の納税
- (3) 自動車重量税の納税
- (4) 自動車損害賠償責任保険への加入
- (5) リサイクル料金の支払
- (6) 登録に関する諸費用の負担

3 第2項の点検・整備等は、受注者において、受注者が指定する整備事業者に依頼し、実施するものとする。ただし、緊急の場合には、発注者は受注者に連絡の上、必要な点検・整備等を第三者に依頼して実施することができる。

4 第1項及び第2項の実施に係る費用（第1項第1号にあっては法定交換部品代を含む。）は受注者の負担とする。ただし、発注者が受注者の承認なく行った点検・整備等の費用については、発注者がこれを負担する。

（自動車任意保険）

第13条 発注者はリース物件について、賃貸借期間中継続して、自動車保険に別途加入するものとする。

（点検・整備等を実施する場所、車両の引取り・引渡し）

第14条 点検・整備等を実施する場所は、地方運輸局長から指定自動車整備事業の指定を受けた工場のうち、受注者が指定する工場（吹田市内又は吹田市近隣の市区内に所在するものに限る。）とする。ただし、実施すべき点検・整備等が軽微なものである場合には、受注者の指定する整備士を発注者の指定する場所に派遣し、実施することができる。

2 点検・整備等の際の車両の引取り・引渡し場所は、発注者の指定する場所とする。

（事故時の報告）

第15条 発注者は、リース物件に事故が発生した場合は、速やかに受注者に連絡するものとする。

（事故時の責任）

第16条 リース物件の運行管理に起因する第三者への損害については、発注者の責任において解決するものとする。ただし、受注者は必要に応じ、発注者に助力して解決にあたるものとする。

（損害賠償）

第17条 発注者又は受注者は、自己の責めに帰すべき理由により相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における損害額は発注者受注者協議して定めるものとする。

（発注者の解除権）

第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第18条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第19条の規定によらないで契約解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第49条に規定する排除措置命令(排除措置命令がなされなかつた場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令)を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第18条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者をいう。)又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第7条第1項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号に規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第18条の4 発注者は、業務が完了するまでの間は、第18条、第18条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

(受注者の解除権)

第19条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議の上、契約を解除することができる。

- (1) 第8条の規定により賃貸借契約の内容を変更したため頭書の賃貸借料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって賃貸借契約を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第20条 受注者が、この契約に関して、第18条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、賃貸借料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第18条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第21条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 発注者が第18条、第18条の2又は第18条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合において、第5条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。
- 4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(違約金等の控除)

第22条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は賃貸借料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

(秘密の保持)

第23条 受注者及びその従業員（第7条第2項の規定により再委託の承諾を得た場合にあっては、その受託者及び下請負人並びにその従業員を含む。以下同じ。）は、この契約の履行上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 受注者及びその従業員は、この契約が終了した後においても、前項の義務を負担しなければならない。

(補則)

第24条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については発注者受注者協議して定める。